

ユニバーサルサービス政策委員会(第25回) 関係事業者ヒアリング ご説明資料

2022年2月15日
ソフトバンク株式会社

ワイヤレス固定電話の導入に伴う交付金の算定

ワイヤレス固定電話導入は、**極めて不経済な地域**に限定されるとともに、**効率性向上の効果は交付金の算定に反映する必要がある**

具体的には、需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合(極めて高コストな地域等)に限ることとし、今後、総務省においてその基準を明確化することが適当である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。

提供地域は、**需要が限定的**であって、**極めて不経済な場合**に限る

ワイヤレス固定電話の提供による
効率性向上の効果は交付金の算定に反映

ワイヤレス固定電話の導入について

加入電話サービスの提供における他者設備利用はあくまで「**例外的な措置**」 効率化の効果が不透明であれば導入できない認識

(1) 基本的考え方

電話の役務の提供に当たって、利用者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地等、地域会社が役務の提供に係る全ての設備を自ら設置することが極めて不経済となり、かえって「電話の役務のあまねく提供」の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当である。

**「電話の役務のあまねく提供」の確保に
支障を生じさせるおそれがある場合に限り
例外的に認められる措置**

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日 情報通信審議会）P.12

ワイヤレス固定電話の導入について

ワイヤレス固定電話の導入よりも、光ファイバの整備が優先

(2) 他者設備の利用を認める範囲

NTT 東西が提供する電話の役務としては、メタル回線を用いた固定電話に加え、光 IP 電話による提供が行われており、これに伴い、メタル回線と光ファイバ整備の二重投資を回避し、光への円滑な移行を図る観点から必要な制度整備が行われてきた⁴。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日 情報通信審議会）P.13

また、答申案に示したとおり、他者設備の利用を認める範囲は、「メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合」であり、NTT 東西においては、メタル回線の代替手段として、他者設備の利用に優先し、まずは光ファイバの整備を検討することが求められると考えます。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日 情報通信審議会）P.193
「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申(案)」に対する意見及びこれに対する考え方 考え方2-1-9

メタル回線と光ファイバ整備の
二重投資を回避し、
光への円滑な移行を図る

メタル回線の代替手段として、
他者設備の利用に優先し、
まずは光ファイバの整備を検討

ワイヤレス固定電話を反映した算定方法の満たすべき要件

ワイヤレス固定電話を反映した交付金の算定方法の検討にあたっては、
少なくとも以下の考慮が必要と考える

- ① **NTT東西殿の基本料コスト(実際費用)の効率化がなされていること**
- ② **基本料コスト→接続料コストへの付け替え(接続料の上昇)になっていないこと**
- ③ **基本料コストの効率化がなされている以上、補てん額が減少すること**

① NTT東西殿の基本料コスト(実際費用)の効率化がなされていること

NTT東西殿からはワイヤレス固定電話導入に伴う費用増が示されているが、どの程度の効率化を見込んでいるのかを明らかにすべき

質問6 ワイヤレス固定電話の提供のために新たに必要となる設備（既存の設備への機能追加を含む。）を網羅的に挙げ、質問3の導入スケジュールに対応する形で各設備に係る年間コスト（減価償却費、保守費等）の見込みをお示しいただきたい。

(回答)

- ワイヤレス固定電話の提供にあたり、当社 IP 網とモバイル網との接続を行うため、下記の設備を東西各々2か所に設置する予定です。
 - SIPサーバ
 - FAXサーバ
 - 接続用ルータ
- 上記設備に係る創設費及び年間コスト※1の見込み（概算値）は下記のとおりです。（東西計・オペレーションシステムに係る費用※2は検討のため含まず）
- なお、現時点、モバイル事業者の公募を行っているところであり、モバイル事業者の提示条件等を踏まえ、具体的な開発項目の調整を行う必要があるため、金額については変動する可能性があります。

※1 年間コストは接続約款に規定する網改造料の算定式を用いて算定
 ※2 設備運営に係るシステムの改修が生じる場合、当該コストは接続料原価の対象になると想定

- ① 創設費：2.9億円 年間コスト：6.9億円（3.7億円）
 - ② 創設費：9億円 年間コスト：2.1億円（1.1億円）
 - ③ 創設費：2億円 年間コスト：0.5億円（0.3億円）
- ※カッコ内は減価償却期間（9年）経過後のコスト

- また、ワイヤレス固定電話の提供にあたっては、上記設備のほか、ひかり電話に係る既存設備（中継ルータ、GWルータ、MG、SIPサーバ等）を共用しますが、これらの設備についてはワイヤレス固定電話の提供にあたって新たな開発は要しません（トラフィックが増加した場合の設備増強は必要）。
- なお、上記のほか、モバイル網の卸利用料や、ターミナルアダプタに係る費用、申込受付等に係る営業系のオペレーションシステムに係るコスト等が発生します（いずれも接続料原価の対象外になるものと想定）。

少なくとも**左記の費用増**を上回る**費用減**があると考えられ、**基本料及び接続料の効率化効果**に関し、**以下のような根拠を明確にすべき**

明確にすべき内容例

- 創設費等以外で増額となる費目/費用額
- 減額となる費目/費用額
- 年あたりに均した場合の費用削減額
- 上記の算定にあたって前提とする期間(N年間)
- 初期投資コスト(創設費)の回収までの期間
- ワイヤレス固定電話の需要予測・移行計画

① NTT東西殿の基本料コスト(実際費用)の効率化がなされていること

交付金算定方法の具体的検討にあたり、 ワイヤレス固定電話の効率化効果の事前/事後検証・見積もりが不可欠

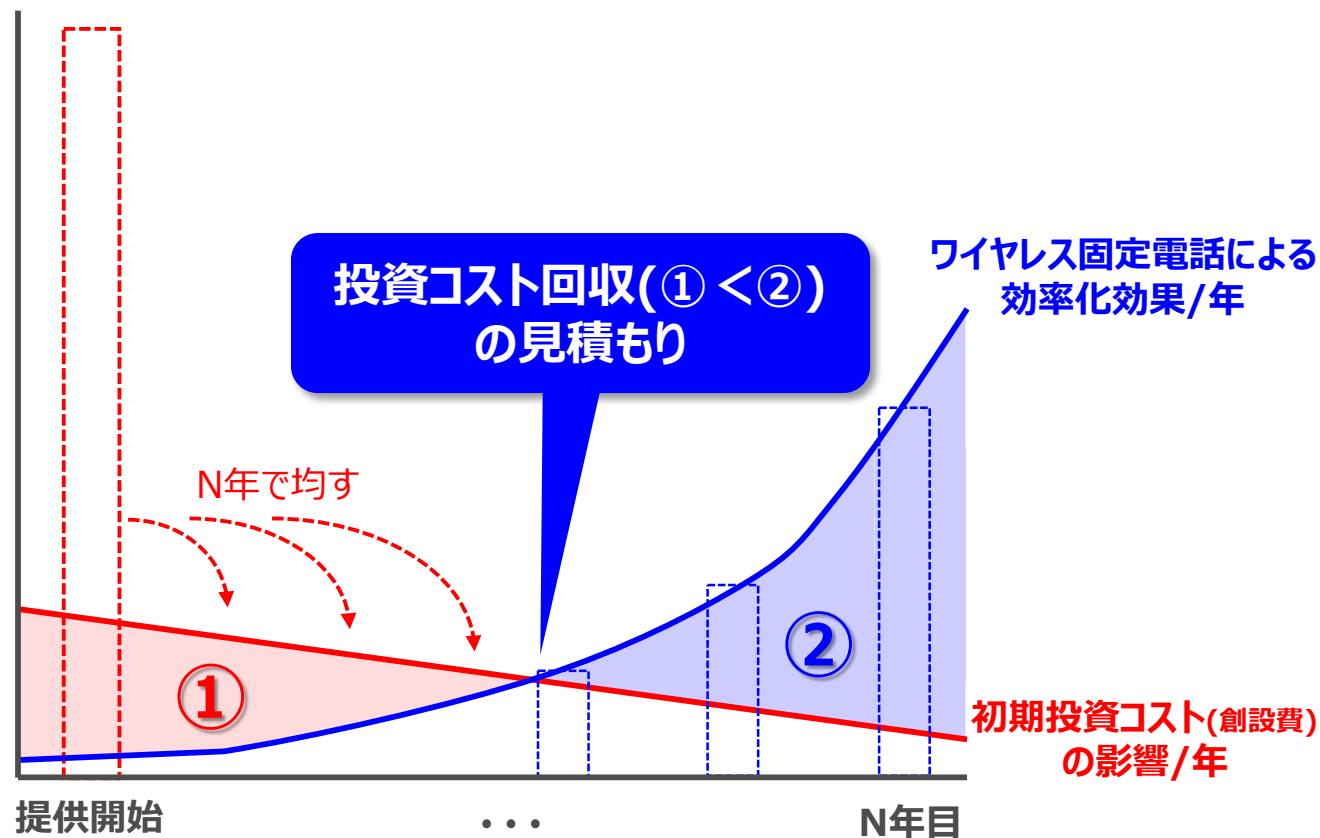
【ユニバーサルサービス収支表】

第1表

	ユニバーサルサービス合計		加入電話			
			基本料		緊急通報	
	うち設備利用部門費用		うち設備利用部門費用		うち設備利用部門費用	
I. 営業収益	155,882	0	155,551	0	0	0
II. 営業費用	178,856	55,404	176,388	55,311	145	1
1. 営業費	46,036	46,036	45,962	45,962	1	1
2. 施設保全費	74,043	0	72,423	0	84	0
3. 共通費	5,385	1,579	5,317	1,577	7	0
4. 管理費	8,690	4,400	8,591	4,395	6	0
5. 試験研究費	2,155	1,271	2,140	1,261	1	0
6. 減価償却費	20,690	1,600	20,294	1,598	31	0
7. 固定資産除却費	7,561	106	7,490	106	7	0
8. 通信設備使用料	261	0	249	0	3	0
9. 租税公課	14,036	413	13,921	412	8	0
10. 収益の控除	△2	0	0	0	△2	0
III. 営業利益	△22,974	0	△20,837	0	△145	0

基本料に係る費用の検証

【ワイヤレス固定電話 収支推移イメージ】



(参考) 負担軽減効果

国会答弁によれば、 10年目の段階で年間30億～40億円程度の負担軽減効果

政府参考人答弁
(谷脇総合通信基盤局長(当時))

現行制度のままでは更なる赤字の増大と固定電話のユニバーサルサービスの維持が極めて困難になっていくという御答弁、これまでも何度もいただきましたけれども、では、今次改正において、NTT東西の固定電話事業の収支改善の見通しと
いうのはある程度立っているのでしょうか、局長にお伺いいたします。

○政府参考人(谷脇康彦君) お答え申し上げます。

今次改正によって提供可能となりますワイヤレス固定電話の普及状況にもよりますが、NTTの試算によりますと、メタル回線の補修や再敷設などの費用につきまして、ワイヤレス固定電話の提供開始から十年目の段階で、時点で年間三十億から四十億円程度の負担軽減効果が見込まれておりまして、総務省としても相応の効果があるものと見込んでいるとございます。

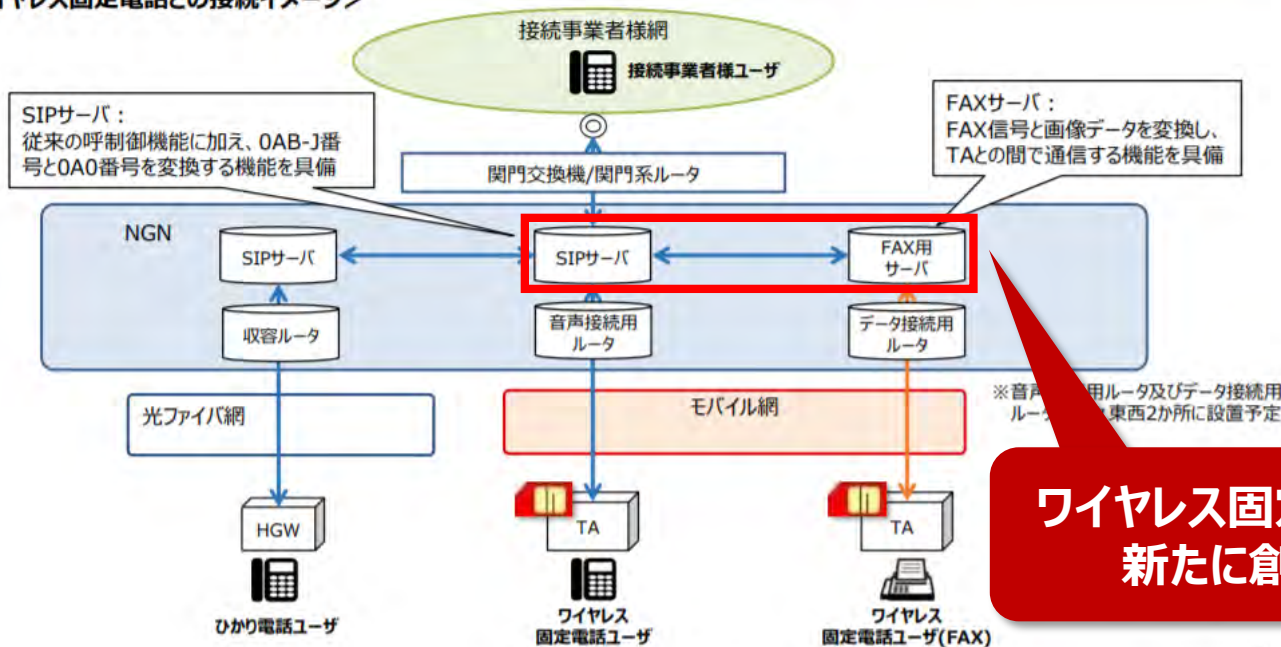
②基本料コスト→接続料コストへの付け替え(接続料の上昇)になっていないこと

基本料コストの効率化と引き換えに、**接続料の上昇は認められない**

ワイヤレス固定電話の提供方法

- ワイヤレス固定電話は、他事業者からモバイル網を卸契約で調達し、当社ネットワークと組み合わせて提供
- 提供にあたっては、緊急通報等のユニバーサルサービスに求められる要件に対応

<ワイヤレス固定電話との接続イメージ>



初期投資の影響による**接続料の上昇**は
基本料コストの付け替えにすぎない

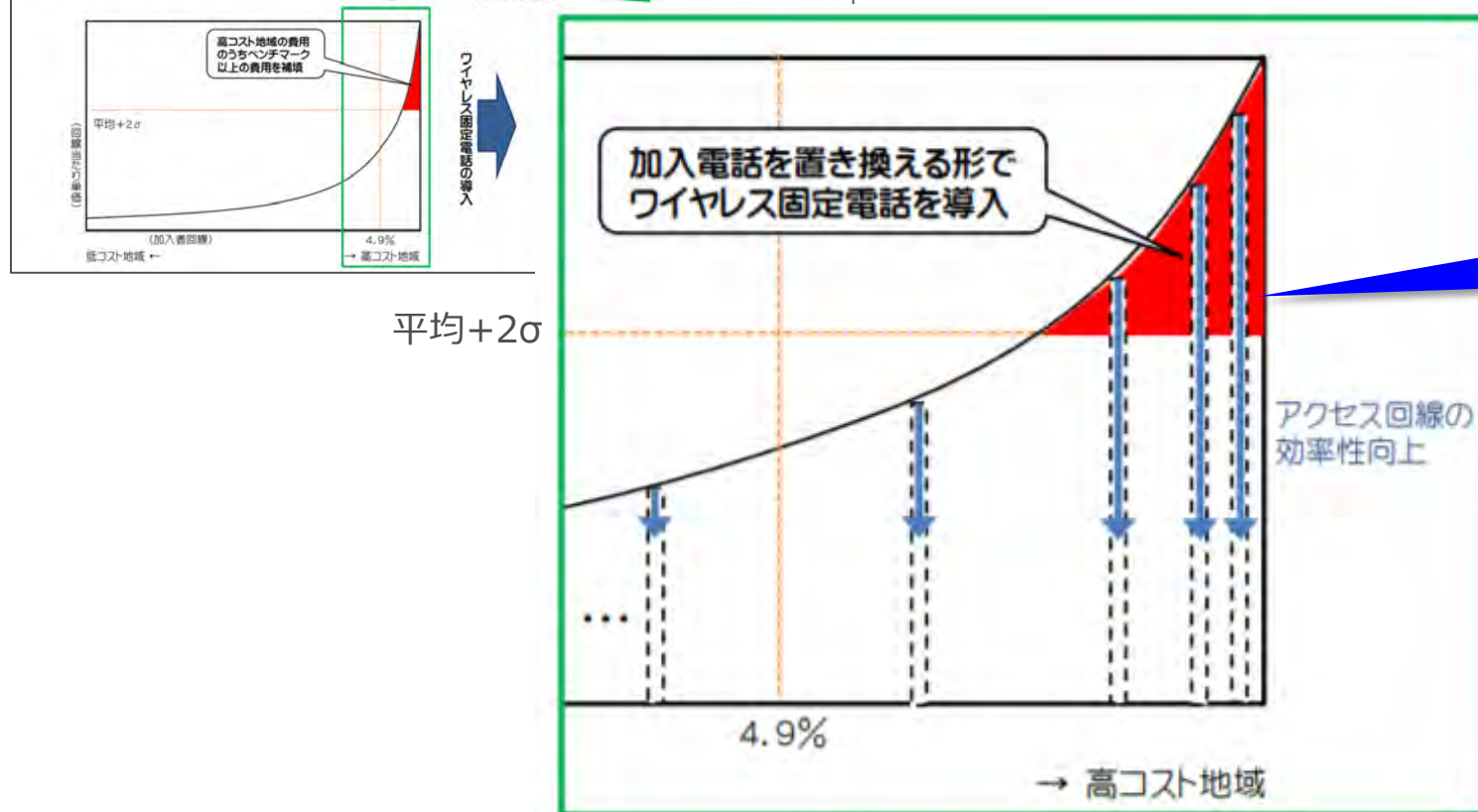
上記が発生する見込みであれば、
**導入計画・規模の適正性確認・見直し、
費用の取扱いに関する整理等**が必要

ワイヤレス固定電話導入に伴い
新たに創設される設備

③ 基本料コストの効率化がなされている以上、補てん額が減少すること

ワイヤレス固定電話の導入に伴う効率化による補てん額の減額は必須

ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性の向上 16



ベンチマーク以上の地域にてワイヤレス化がされた場合、補てん額は減少する認識

※ワイヤレス固定電話コスト自体の効率性の検証・モデル反映等は別途必要

③ 基本料コストの効率化がなされている以上、補てん額が減少すること

ワイヤレス固定電話の提供は**メタル回線の老朽化・故障を契機**とするため、
必ずしも**回線あたりコストが高い順に置き換えられないもの**と認識

ワイヤレス固定電話の概要

- お客様にできる限り負担をかけずに、引き続き固定電話サービスを維持していくため、メタルケーブルの老朽化等に伴う再敷設を回避する観点から、山間エリア・離島エリア等において、モバイル網を活用した無線による固定電話（ワイヤレス固定電話）を提供予定



加入者密度が18回線/km²未満となるエリアにて
メタルケーブルの老朽化・故障が発生したものから置換

▼
補てん額の減少に直接つながらないエリアが
先行して置き換わるおそれあり

1. ワイヤレス固定電話導入は、極めて不経済な地域に限定されるとともに、効率性向上の効果は交付金の算定に反映する必要がある
2. 交付金算定方法の具体的検討にあたり、ワイヤレス固定電話の効率化効果の事前/事後検証・見積もりが不可欠
3. 基本料コストの効率化と引き換えに、接続料の上昇は認められない
4. 効率化がなされても、現行の算定モデルでは補てん額の減少につながらないおそれがあり、その場合は補てん額削減のための何らかの補正が必要